

法学会の還暦によせて

法学会長 松 川 実

1959年に青山学院大学法学部および同法学会が創立され、本年の2019年は60周年にあたり、1959年に発刊された本誌、「青山法学論集」も第60巻、つまり、還暦を迎えることになりました。2019年は、十干十二支では「己亥(つちのとい)」というようです。「己(つちのと)」とは、植物が充分生長し形が秩序だっている状態を意味し、「亥(い)」とは猪のように長寿で多産であるように願う年のようにです。今から60年前の1959年(昭和34年)も、当然の「己亥」の年でした。

その1959年に発行された青山法学論集の創刊号は、「第1巻第1・2号」と合併号の形を取り、「青山学院創立85年 青山学院大学法学部創設 記念特集号」という冠が付けていました。その当時の法学部長・法学会長久保岩太郎先生は、「発刊の辞」を、新学部発足による熱意と、「己亥」の年に発刊されたのにはふさわしくその後の、長寿、多産と成長を願い、だいたい以下のように記されていました。

「本年4月、わが法学部の創設をみるや、これに属する諸教授の研究成果を内外に問うべき機関誌を、できるだけ速やかに発行することは、われわれの切なる願いであった。そのための努力が、続けられること数ヶ月、かくていま、『青山法学論集』の名を以て、研究機関誌を世に送ることになった。(中略・筆者)

この『青山法学論集』がその価値、いよいよ貴く、いよいよ深い学術誌として成長するために、学内研究者の一層の協働と、学界各位のあたたかい声援を、ここから念願し期待してやまない。

法学会の還暦によせて (松川)

1959 年 11 月創立記念日

青山学院大学法学会長 法学部長

久保岩太郎」

1959 年、法学部創設時、わが法学部の法律系の専任教員は 16 名でした。この創刊号では、そのうち、法学界の重鎮から新進気鋭の専任講師まで、12 名が玉稿を寄せています。還暦を祝し、また、本誌の礎を築いた大先輩の先生方に感謝の意を込めて、その創刊号 (第 1 巻第 1・2 号) の論説の題号と著者名をここで、もう一度掲載させて頂きたい。

「目次

法理論における『法的前提 (ジュラル・ポストュレイツ)』設定の意味— J. コーラー
と、R. パウンドとの比較において— 佐藤節子

国会法の改正過程 小林孝輔

新憲法下の行政法の展開 —主として行政委員と行政訴訟の解放— 鈴木義男

ESTATE 論—イギリス法における土地所有権の理論— 長谷川元吉

株式配当と無償交付 —その本質と、立法上ならびに解釈上の若干の問題—
久保欣哉

民事裁判制度における調停の使命 恒田文次

フランス法における離婚扶養と損害賠償 —判例を中心として— 内山慶之進

農業法人与有限会社制度 裏 得郎

刑事手続における証拠 佐々波与佐次郎

比較刑法学の任務と方法 安平政吉

コロombo・ブラン 郡司喜一

隔地的法律行為の方式の準拠法 —並びに法例第 8 条の位置について—
久保岩太郎」

本法学部では、いつの頃からかは判明しませんが、2010 年までは、毎年 9 月頃、感謝と慰労のために、「名誉教授と非常勤講師を囲む会」を開催して来ました。そのため、我々後進も、大先輩である名誉教授の先生方とお

会いする機会がありました。これは、現在の法学部が我々の努力だけによって存在するものではなく、大先輩の諸先生方のご努力、ご尽力によって、今日があるのだということを再確認させられる大変よい機会でした。また、この「名誉教授と非常勤講師を囲む会」でお会いした名誉教授の先生方からは、しばしば本誌に寄稿したいというご意向を頂きました。

この創刊号の目次を見ますと、巻頭論文を執筆しているのは、佐藤節子先生です。私共も、何度か「名誉教授と非常勤講師を囲む会」にてご尊顔を拝し、法学部創立時から発展期までの貴重なお話、ご苦勞を伺ってきました。10年ほど前、私は、本誌編集担当委員として佐藤節子先生と何度か、手紙のやりとりをさせて頂きました。2009年12月9日付けで、私が佐藤節子先生にお送りしたお手紙には、「執筆者の表示(小林直樹先生、佐藤節子先生)におきましては、佐藤節子先生が第一執筆者(第一オーサー)として表示させて頂きたく存じます」という文章があります。これは、そもそも、小林直樹先生、佐藤節子先生が連名で論説を本誌に発表したいというお申出があって、それに対する本法学会から返答でした。結局、その後の論説の中でも説明がありますように、連名での論説は実現しませんでした。翌年、単著で佐藤節子「試論：もう一つの『法の人間学』：小林直樹教授の反論に答える」青山法学論集第52巻第2号(2010年)340～290頁という巻頭の論説をご寄稿頂きました。ここで、驚くべきことは、佐藤節子先生におかれては、1959年の本誌創刊号から第52巻第2号まで、通算して「寄稿暦」が53年にも及ぶということです。これは、ギネスブックにも載るべき本誌の最長寄稿暦記録です。このように長期にわたって、名誉教授の先生方からしばしば、ご寄稿頂いていることが、本誌の特徴であり、またステータスでもあります。ただし、佐藤節子先生のご寄稿暦が法学会の還暦のように60年に及ばなかったことは誠に残念でなりません¹⁾。

1) 佐藤節子先生(1928-2012年)は、ご自分の研究上の還暦については講演を実現されている。佐藤節子「研究生生活60年を振り返って—規範言語の概念分析、

法学会の還暦によせて(松川)

初代法学会長久保岩太郎先生は、「発刊の辞」で、前述のように「この『青山法学論集』がその価値、いよいよ貴く、いよいよ深い学術誌として成長」することを祈念していました。2009年の「50周年記念号の刊行にあたって」本誌第51巻1・2号合併号(2009年)v.では、当時の法学会長中村芳昭先生も、この久保岩先生の言葉を引用し、このように60年前からの「期待に応えるべくその後の刊行の努力がたゆみなく続けられ結果として、青山法学論集の今日がある」といわれています。これは、寄稿を頂いてきた現役の法学部教員のみならず、名誉教授、学生、卒業生、本学職員、学界の研究者各位のご助力、ご尽力の賜であります。

法学会は、成長を願う「己亥」の年に、このように還暦を迎え、元の暦に戻るという意味で、今回、改めて、初心に戻り、多くの方々のご指導を仰ぎながら、一層邁進していかなければなりません。今後、70周年、80周年、90周年、100周年、さらには、大還暦に向け、法学部、法学部教員と密接に協働しながら、さらなる研究活動の活性化と研究成果の増加、質の向上を祈念して刊行の辞にさせていただきます。

機能分析を経て法の人間学へー」2011年度日本法哲学会2011年11月12日(土) 於・一橋大学。